



平成 29 年 6 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 マツモト
代表者名 代表取締役社長 松本 敬三郎
(JASDAQ・コード 7901)
問合せ先
役職・氏名 取締役総務部長 梅津 武
電話 093-371-0298

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 7 月 26 日開催予定の第 29 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成 30 年 10 月 1 日までに国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する取組みを進めています。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 11 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2.株式併合」及び「3.定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記の「1.単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)に調整することを目的として、株式併合(10株を1株に併合)を実施することといたしました。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の割合

平成29年11月1日をもって、同年10月31日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成29年4月30日現在)	3,813,000株
株式併合により減少する株式数	3,431,700株
株式併合後の発行済株式総数	381,300株

(注)「株式併合により減少する株式」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値であります。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年4月30日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株主数(割合)
総株主	617名(100.00%)	3,813,000株(100.00%)
10株未満	195名(31.6%)	282株(0.01%)
10株以上	422名(68.4%)	3,812,718株(99.99%)

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満をご所有の株主様195名(所有株式数282株)は、株主としての地位を失うこととなります。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合後の発行可能株式総数

併合前	併合後
12,889,000株	1,288,900株

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案及び後記「3.定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ① 上記「2.株式併合」の実施に伴い、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第5条を変更するものであります。
- ② 上記「1.単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を100株とするため現行定款第7条を変更するものであります。
- ③ 上記①及び②の変更は、株式併合の効力発生日である平成29年11月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、効力発生日経過後附則を削除するものであります。

(2) 変更の内容

変更後内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示すものであります。)

現行定款	変更案
第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>12,889,000株</u> とする。	第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,288,900株</u> とする。
第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第7条（単元株式） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
（新設）	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第5条および第7条の変更の効力発生日は、平成29年11月1日とする。なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、定款一部変更に関する議案及び上記「2.株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

取締役会決議日	平成29年6月9日
定時株主総会決議日	平成29年7月26日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年11月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年11月1日(予定)
定款一部変更の効力発生日	平成29年11月1日(予定)

(注)上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年11月1日を予定しておりますが、株式の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年10月27日となります。

以上

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q&A

Q1.単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A1.単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。

当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q2.株式併合とはどのようなことですか。

A2.株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q3.単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

A3.全国証券取引所は、国内上場企業の普通株式の売買単位(単元株式数)を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、その期限は平成 30 年 10 月 1 日とされています。当社は、この趣旨を踏まえ、平成 29 年 11 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

併せて、単元株式数の変更後も、当社株式の投資単位(売買単位あたり価格)を証券取引所が望ましいとする投資単位の水準に調整することを目的として、株式併合(10 株を 1 株に併合)を実施することといたしました。

Q4.株主の所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A4.【所有株式数について】

株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成 29 年 10 月 31 日の最終の株主名簿に記載された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数(1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。

【議決権数について】

議決権数は併合後のご所有株式数に 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	1,000 株	1 個	100 株	1 個	なし
例②	3,333 株	3 個	333 株	3 個	0.3 株
例③	250 株	なし	25 株	なし	なし
例④	1 株	なし	なし	なし	0.1 株

- ・例②、例③では単元未満株式(効力発生後において、例②は 33 株、例③は 25 株)がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取制度をご利用できます。
- ・例②、例④において発生する端数株式相当分(1 株に満たさない端数)につきましては、当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

- ・例④のように効力発生前のご所有株式数が 10 株未満の場合は、株式併合により所有する株式がなくなりますので、株主としての地位を失うこととなります。

なお、株主様が口座を開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q5.1 株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A5.株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、1 株未満の端数が生じないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、お取引のある証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q6.株式併合によって所有株式数が、資産価値に影響を与えないのですか。

A6.今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本は変わらないため、株式 1 株あたりの資産価値は 10 倍になります。株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

Q7.受け取る配当金額への影響はありますか。

A7.今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後は、併合割合(10 株を 1 株に併合)を勘案して、1 株あたりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等の他の要因を別にすれば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式については、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q8.株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A8.特段のお手続きの必要はございません。

Q9.今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A9.次のとおり予定しております。

平成 29 年 7 月 26 日	定時株主総会
平成 29 年 10 月 27 日	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 11 月 1 日	単元株式の変更及び株式併合の効力発生日
平成 29 年 11 月下旬	株主様へ株式併合割当通知発送
平成 30 年 1 月下旬	端数処分代金の支払開始

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関し、ご不明な点は、お取引のある証券会社又は下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711(通話料無料)

受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)

以上